



**第4期
奈良県児童虐待防止アクションプラン**

<令和2年度～令和4年度>

奈 良 県

令和2年3月

目 次

I 改定の基本的な考え方	1
1 アクションプランの位置づけ	
2 第4期のアクションプランの改定について（検証と課題等）	
3 検証による総括（視点の見直し）	
4 第4期アクションプランについて	
① 改定の趣旨	
② 改定の視点	
③ 計画期間	
④ 構成	
⑤ 進行管理	
II 児童虐待防止に向けた5つの施策の柱、具体的取組内容	6
○施策の柱I 虐待の実態把握と要因分析	6
1 児童虐待の実態等の検証	
2 支援が長期化している事例の把握と支援の見直し	
3 検証結果報告書の活用状況の把握	
○施策の柱II 子どもと家庭を見守る県民の意識づくり	7
1 地域における見守り活動の強化	
2 啓発活動の推進	
○施策の柱III 虐待の予防と早期の対応	8
1 母子保健活動との連携強化	
2 子育て支援の充実	
3 虐待通報対応の充実・強化	
4 要保護児童対策地域協議会の充実・強化	
○施策の柱IV 虐待を受けた子どものケアと家庭への支援	9
1 一時保護の機能充実	
2 社会的養護における体制の充実	
3 被虐待児等へのケアの充実	
4 家族の再統合、子どもの自立への支援	
○施策の柱V 子どもと家庭を支援する体制づくり	10
1 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化	
2 市町村の組織体制の充実・強化	
3 県の組織体制の充実・強化	
III 目標指標及び評価指標	12
IV 第4期プランにおける取組内容一覧	14～20

第4期 奈良県児童虐待防止アクションプラン

＜令和2年度～令和4年度＞

I 改定の基本的な考え方

児童虐待対策について、県では平成22年3月の虐待死亡事例から奈良県児童虐待対策検討会による提言を受け、平成23年度に「奈良県児童虐待防止アクションプラン」（平成24年度一部改定）を策定しました。

また、平成26年度には内容の見直しを図った第2期プランを策定し、平成29年度には児童福祉法の改正等に伴う内容の見直しを図った第3期プランを策定したうえ、市町村、関係機関との連携のもと、児童虐待対策に必要な取組を実施してきました。

しかしながら、県内の児童虐待は増加しているほか（平成30年度 県受付分：1,825件 市町村受付分：2,643件）、ここ数年、児童虐待による死亡事例をはじめ児童虐待の重症度が高い事案も複数発生している状況にあります。

また、第3期プランの実施期間においては、国から「新しい社会的養育ビジョン」（平成29年8月）や「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月）、「児童福祉法等の一部改正」（令和元年6月公布）等、将来の児童福祉の方向性や児童虐待対応のあり方に多大な影響を与える通知等が数多く発出されました。

このように児童福祉を取り巻く状況が大きく変化するなか、子どもの権利擁護を基礎とした社会的養育のあり方の見直しのほか、県や市町村等における体制強化・専門性強化や連携強化の更なる推進が求められています。

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすものとの認識から、県民の理解と協力をいただきながら、県、市町村、関係機関が児童虐待の根絶に向けた取組をさらに充実強化する必要があります。

1 アクションプランの位置づけ

このアクションプランは、平成28年度に改定し、本年度に終期を迎える第3期「奈良県児童虐待防止アクションプラン」を踏まえ、さらに児童虐待の防止に向けた取組を充実強化するため、県をはじめ市町村、関係機関等が実践するための具体的な行動計画として策定するものです。

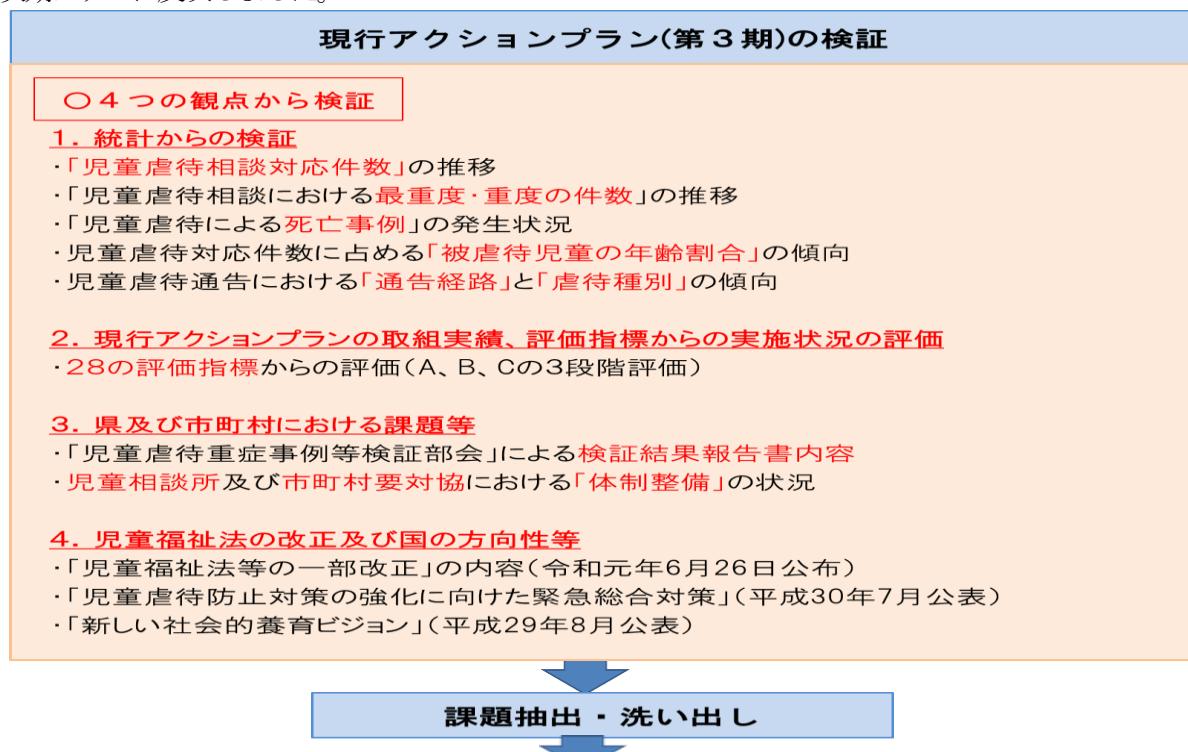
本プランは、「奈良県社会的養育推進計画」（通称：奈良県家庭と地域の子どもはぐくみプラン）等の関連する計画との整合を図るものとします。

- 第1期 平成23年度～平成25年度
- 第2期 平成26年度～平成28年度
- 第3期 平成29年度～平成31年度（令和元年度）
- 第4期 令和2年度～令和4年度（今回の改定）

2 第4期のアクションプランの改定について（検証と課題等）

（1）改定の手順

改定にあたり、以下の4つの観点から検証を行い、課題の抽出と洗い出しをしたうえで、次期プランに反映しました。



（2）現行アクションプラン（第3期）の検証（4つの観点からの検証）

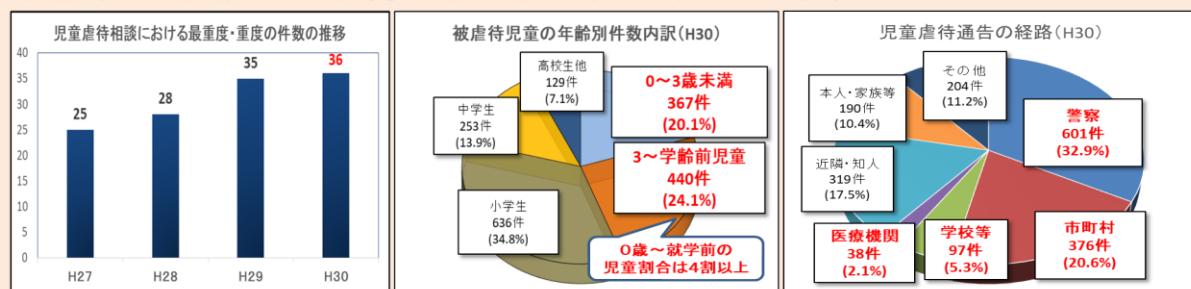
1. 統計からの検証

○児童虐待に関する社会的認知の高まりもあり、虐待対応件数が増加傾向にある



○児童虐待の重症事例数が低下せず、死亡事例も複数発生している

- ・児童虐待対応件数に占める最重度・重度の割合は横ばいにあるが、実件数は増加。H27以降25～36件で推移。
- ・近年では乳幼児を含む死亡事例が2件発生(H29:0歳男児 H30:8歳男児)。
- ・児童虐待相談対応件数に占める「就学前児童」の割合は4割超(乳幼児は重症度リスクが高まりやすい)。
- ・児童虐待通告の経路に占める「警察」の割合が大幅増(平成25年度比:約3倍)。



課題

児童虐待の減少・重症事例・死亡事例をなくす更なる取組が必要

2. 現行アクションプランの取組実績・評価指標からの検証

○ アクションプランが目指す成果

①児童虐待通告における最重度・重度の割合を「1.0%以下」にする（未達成）

【目標：1.0%以下 ⇒ 実績：2.1%】

○ 5つの骨子(主たる評価指標)

・2項目達成【A評価：2項目 B評価：2項目 C評価：1項目】

①児童虐待による死亡事例等の検証実施率（A：達成）【目標：100% ⇒ 実績：100%】

②オレンジリボンキャンペーンを実施する市町村数（A：達成）【目標：39市町村 ⇒ 実績：39市町村】

③乳幼児健診未受診児（3～5ヶ月）の現認率（B：未達成）【目標：100% ⇒ 実績：89%】

④家族再統合にあたり家族応援会議など保護者等を交えた

地域支援を実施した割合（B：未達成）【目標：30% ⇒ 実績：7.1%】

⑤児童福祉司1人当たりの対応件数（C：未達成）【目標40件以下 ⇒ 実績58.9件】

※評価について 「A評価：指標が向上」「B評価：指標が向上しているが更なる向上が必要」「C評価：指標が横ばいまたは低下」

※実績について 上記実績は、平成30年度における実績

○28の行動指標

・15項目達成（評価B以上の項目数）【A評価：5項目 B評価：10項目 C評価等：13項目】

課題 目標達成に向けた更に積極的な取組や関係機関への働きかけが必要

3. 県及び市町村における課題等からの検証

○「児童虐待重症事例等検証結果報告書」における「提言内容」の概要

◆0歳男児の死亡事例（平成29年発生）

①「個別ケース検討会議」の実施基準の明確化

②共通のアセスメントツールを活用した「個別ケース検討会議」の実施及びケース移管業務の実施

③町村に重点を置いたスーパーバイズ体制の拡充

④母子保健担当課の専門性強化とソーシャルワークの視点に基づく支援の導入

⑤精神科等の医療機関との連携の促進

○児童相談所における「児童福祉司配置」と「体制整備」の状況

◆児童相談所に必要な「児童福祉司」配置数（見込み）

現状（2019年度） 39名（人口4万人基準）

今後（2022年度） 政令配置標準以上（人口3万人基準） ※児童虐待相談対応件数の加算人員等含む

○市町村要対協における「専門職配置」と「体制整備」の状況

◆市町村要対協における専門職配置の状況（令和元年9月末現在）

配置済み：37市町村

◆「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置状況（令和元年9月末現在）

設置済み：6市町村（設置予定：4市町 検討中：15市町村）

課題

町村を中心とした市町村支援の充実

児童相談所と市町村における
情報共有・連携方法のルール化

リスクアセスメント力の向上

児童相談所と市町村の体制・専門性強化

児童相談所と市町村の連携強化

4. 児童福祉法の改正及び国の方針等

○「児童福祉法等の一部改正」(令和元年6月26日公布)

◆改正の概要

- ①児童の権利擁護
- ②市町村及び児童相談所の体制強化等
- ③関係機関間の連携強化 等

○「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月公表)

◆対策の概要

- ①児童相談所・市町村の職員体制・専門性強化
- ②児童虐待の早期発見・早期対応
- ③児童相談所間・自治体間の情報共有の徹底
- ④関係機関(警察・学校・病院等)間の連携強化
- ⑤適切な司法関与の実施
- ⑥保護された子どもの受け皿(里親・児童養護施設等)の充実・強化 等

○「新しい社会的養育ビジョン」(平成29年8月公表)

◆ビジョンのポイント

- ①家庭養育優先の原則
- ②市町村を中心とした支援体制の構築
- ③施設養育の小規模化・高機能化・地域分散化
- ④自立支援の徹底 等

課題

児童の安全確保と権利擁護の推進	妊産婦及び児童と家庭への支援の充実	子育て家庭を支える支援制度の充実
多機関による連携強化 (特に警察・司法・学校・医療機関等)	社会的養護で暮らす子どもの自立支援	最善の養育環境の保障

3 検証による総括（視点の見直し）

第3期プランの「6つの視点」

虐待の発生要因を「探る」	未然防止 早期対応 「継続・充実・定着」	関係機関との 「理解とつながりを深める」
虐待の発生要因を「深く探る」 (検証後の支援の見直し等)	子どもと家庭を「支える」	妊産婦等への支援を 切れ目なく「つなげる」

第4期プランに新たに追加する「3つの視点」

- ①関係機関における「組織づくり・しくみづくり」
- ②児童相談所と市町村の「ひとづくり」
- ③「最善の養育環境の保障」と「自立支援」の推進

「3つの視点」を追加する理由

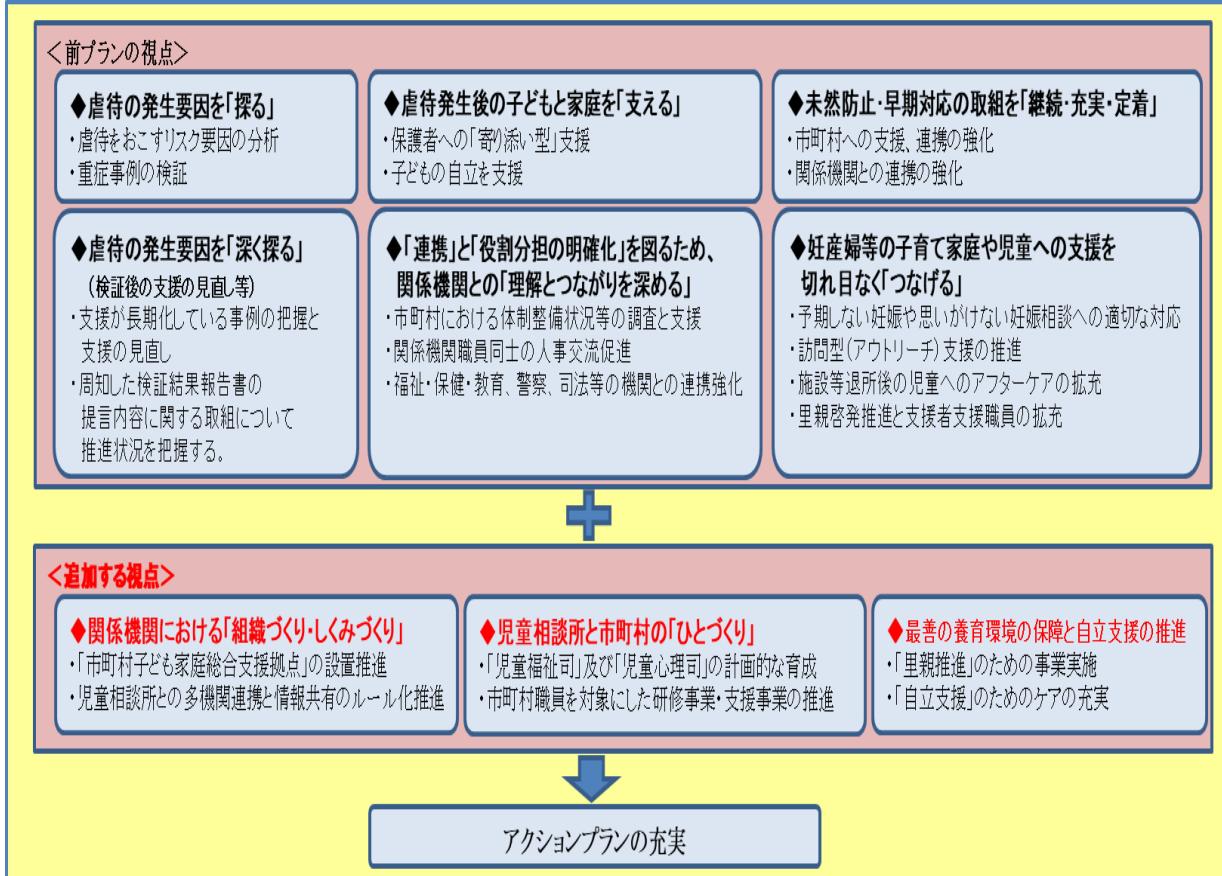
- ①児童虐待対応にあたり、子どもの安全確保を確実に行い、地域における子育て支援の充実を図るためにも、「市町村子ども家庭総合支援拠点の設置推進」や、児童相談所との「多機関連携」「情報共有のルール化」等が必要です。
- ②子どもや家庭への支援やケア、関係機関とのコーディネートができる職員の育成・専門性強化とともに、児童相談所の「児童福祉司」や「児童心理司」の計画的な育成、市町村の調整担当者等の育成が必要です。
- ③社会的養護が必要な子どもの権利擁護を図るために、最善の養育環境の保障と自立支援の取組が必要です。

4 第4期のアクションプランについて

① 改定の趣旨

- これまで、第3期「奈良県児童虐待防止アクションプラン」（平成29年度～平成31年度）に基づき、児童虐待の「未然防止」「早期対応」「発生後の対応」「体制整備」について、各種の取組を実施してきました。
- 平成23年からアクションプラン改定及び内容の見直しを続け、5つの柱及び14の主要項目の充実を図ってきました。過去の取組内容を検証し、指標からは異なる取組の必要性があると判断したため、今回の改定にあたっては、アクションプランの柱や主要項目は維持したうえ、法改正や国による「緊急総合対策」の内容を踏まえ、児童虐待防止対策の評価指標として30項目を設定しました。
- 第4期プランにおいては、児童相談所及び市町村における「体制・専門性強化」に必要な「組織づくり・しくみづくり」「ひとづくり」の視点のほか、「最善の養育環境の保障と自立支援の推進」の視点を加え、各種事業を実施していきます。

② 改定の視点



③ 計画期間

この計画の期間は、令和2年度から令和4年度の3年間とします。

なお、新たに盛り込む必要のある事項が生じた場合は、適宜見直しを行います。

④ 構成

児童虐待防止に向けた5つの施策の柱と14の主要項目により構成し、具体的な取組内容及び目標指標、評価指標等を定めました。

⑤ 進行管理

毎年度、実施状況を確認し、評価指標等の達成度などの進行管理を行うとともに、公表します。

II 児童虐待防止に向けた5つの施策の柱、具体的取組内容

施策の柱 I 虐待の実態把握と要因分析

- ・アクションプラン策定以後、県内における児童虐待相談対応件数は増加傾向にありますが、通告経路については大きく変化してきました。ここ数年で、特に警察から児童相談所への児童虐待通告件数の増加が顕著であり、平成25年度と比較すると、5年間で約3倍となっています（平成25年度：207件、平成30年度：601件）。その背景には、子どもの面前における夫婦間でのDVを心理的虐待として捉える等の児童虐待の定義の拡大や、児童虐待防止に関する啓発活動の積み重ねを通じた社会的認知の高まりのほか、関係機関における連携強化の推進が要因として考えられます。
- ・また、児童虐待通告のうち「最重度」及び「重度」とリスク判断される事例の割合は、平成28年度以降は2%を超える水準で推移しており、重症度が高いと判断される事例数も28～36件で推移し増加傾向の状況です。県内で3件/月程度の頻度で子どもの生命や安全が危惧される事例が発生している状況が続いている。
- ・そのような状況のなか、児童虐待の未然防止に必要な施策の方向性を見いだすため、児童虐待相談対応件数の増加や重症事例発生の背景にある要因を把握し分析を行う取組のほか、重症事例等に関する検証等から改善に繋げるための課題を見いだす取組を継続していく必要があります。
- ・これまでのアクションプランにおいては、児童虐待の実態把握と要因分析により児童虐待の発生要因を「探る」取組を行ってきました。また、「支援が長期化している事例の把握と支援の見直し状況」や「検証結果報告書の提言内容に関する取組についての進捗状況」の把握等により、児童虐待発生後の支援や取組の見直し状況から児童虐待の発生要因を「深く探る」取組も行ってきました。
- ・今後も、実態把握や要因分析で得られた結果をその後の支援と取組に活用するとともに、実際に支援を行っている事例の見直し・実態調査等を通して、虐待対応と相談支援体制におけるリスクマネジメント強化を推進していきます。また、要因分析にあたっては、児童虐待通告の発生時期の傾向や、一時保護・施設入所等の措置を行った児童の入所時年齢と虐待発生時期の分析等、更なる実態把握を進め、児童虐待対策を推進していきます。

【主要項目と具体的取組内容】

1 児童虐待の実態等の検証

①虐待相談の実態等の把握

- ・虐待相談対応の統計分析
- ・虐待相談の実態調査と要因分析

②重症事例等の把握と検証

- ・こども家庭相談センターが対応する重症事例の検証

2 支援が長期化している事例の把握と支援の見直し

①支援が長期化している事例の実態把握

- ・支援が長期化している事例の実態調査を実施
(2年以上個別検討会議が実施されていない在宅支援ケースの事例を調査)

3 検証結果報告書の活用状況の把握

①検証結果報告書の提言内容に関する取組の進捗状況の把握

- ・検証結果報告書の提言内容に関する取組の進捗状況調査を実施

施策の柱Ⅱ 子どもと家庭を見守る県民の意識づくり

- ・少子化や核家族化の進行、地域住民同士のつながりの希薄化といった従来からの課題のほか、ひとり親家庭の増加や子どもの貧困問題等を含む新たな課題も加わる中で、育児における親の不安感や負担感、孤立感の軽減が重要となっています。特に奈良県は、核家族世帯率や専業主婦率が高く、子育て家庭の「社会的孤立」が起きやすい環境にあります。子育て家庭の「社会的孤立」を防ぐことは、児童虐待の原因と機会を減らし「未然防止」に繋がる重要な取組課題のひとつになっています。
- ・このような状況のなか、地域社会のなかで子育て家庭が地域と繋がり安心して子育てができるようにするため、子育て家庭を取り巻く社会状況や子育て支援の必要性について理解を図り、県民一人ひとりが子育て家庭を支える地域の支援者となつていただけるような意識醸成を図る取組が必要です。「家庭から地域へ。地域が家庭へ。」と、住人同士の繋がりを強め地域全体で子育てができるコミュニティ作りを推進し、虐待の原因や機会を低減させていくためにも、引き続きオレンジリボンキャンペーンや各種イベント等による子育て支援に関する啓発を推進していきます。
- ・また、体罰によらない子育てを推進するため、これから親世代となる若年者を含め、子育て家庭を対象とした児童虐待防止に関する啓発活動のほか、虐待等を受けた子どもへの緊密なケアを行うためにも、里親やファミリーホームに関する理解を広め、里親登録数やファミリーホーム設置数を増やすための啓発活動にも取り組みます。

【主要項目と具体的取組内容】

1 地域における見守り活動の強化

①地域における子育て支援の充実

- ・県内大学等と連携した子育て支援
- ・地域の多様な主体による子育て支援・応援の取組促進
- ・企業の社会貢献としての子育て応援の取組促進

②民生委員・児童委員活動の強化

- ・児童虐待対応における民生・児童委員との連携強化
- ・民生・児童委員の虐待に対する理解・対応力の向上

2 啓発活動の推進

①地域で子育て家庭を見守る意識の醸成

- ・団体・企業等との連携による啓発促進

②オレンジリボンキャンペーン等による県民への啓発

- ・県と市町村合同によるオレンジリボンキャンペーンの実施 等

③若年者を対象とした啓発活動の推進

- ・大学生等これから親世代になる若年者向けの啓発

④「体罰によらない子育て」に関する広報・啓発(新)

- ・若年者を含めた子育て家庭を対象にした啓発活動の推進

⑤登録里親数及びファミリーホーム設置数向上のための啓発活動の推進

- ・里親の意見も踏まえた里親及びファミリーホームに関する制度や現状の理解を周知する啓発活動の推進

施策の柱 III 虐待の予防と早期の対応

- ・児童虐待の未然防止の観点から、妊娠期から乳幼児期にかけて切れ目ない子育て支援事業や要保護児童対策地域協議会を中心とした包括的な支援を継続して実施してきました。妊産婦や子育て家庭等への支援の重要性が指摘され、母子保健担当課をはじめとする関係機関との連携や取組が図られつつある一方で、乳幼児の死亡事例や生命の危機に至る重症事例は、毎年、複数件発生している現状があります。
- ・子どもの虐待死や重症事例の発生を未然に防ぐためには、虐待に至る前の子育て支援の段階からの早期の保護者支援が必要です。虐待のリスク要因となる子育てにおける孤立感や不安感を解消し、安心した子育て環境と良好な親子関係の構築を図るため、予期しない妊娠や思いがけない妊娠等に対応するための相談支援事業のほか、アウトリーチ型（訪問型）の子育て支援事業や、ペアレント・トレーニング等の子育て支援プログラム等を活用した子育て支援事業を展開していきます。
- ・「家庭をひらき、地域と人と繋げる」ため、早期からの積極的な子育て支援の推進を通じ、虐待の要因と機会の低減を図っていきます。そのためにも、県と市町村、子育て支援分野と母子保健分野とが密接に連携し、育児不安の解消や子どもの安全確認を適切に行っていきます。

【主要項目と具体的取組内容】

1 母子保健活動との連携強化

①妊娠・出産・乳幼児期の家庭への支援

- ・乳幼児健診における支援の必要な子ども・家庭の把握と支援（健診未受診児の現認実施等）
- ・子育て世代包括支援センターの設置推進
- ・予期しない妊娠や思いがけない妊娠相談への対応力向上研修の実施 等

②医療機関と連携した支援

- ・市町村における母子保健と医療機関との連携
(特定妊娠の把握・支援における産科医療機関との連携強化) 等

2 子育て支援の充実

①養育力を高めるための子育てプログラムの推進

- ・ペアレント・トレーニング等を活用した保護者支援 等

②学校における予防教育の推進

- ・思春期保健対策としての健康教育の推進（出前授業の実施） 等

③若年者を対象とした啓発活動の推進【再掲：P 7】

④子育て支援事業の充実

- ・男女が互いに尊重し合い喜びをわかちあう子育ての推進 等

⑤訪問型（アウトリーチ型）子育て家庭支援の推進

- ・乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業の訪問員養成研修の実施 等

⑥地域における子育て支援の充実【再掲：P 7】

⑦民生委員・児童委員活動の強化【再掲：P 7】

3 虐待通報対応の充実・強化

①県と市町村のリスクアセスメントの共有化

- ・要対協実務マニュアルを活用した要対協関係者研修の実施 等

②通報受理時情報の共通化

- ・県と市町村における虐待事例の情報（要因分析に必要な情報）の共通化

4 要保護児童対策地域協議会の充実・強化

①要保護児童対策地域協議会の活性化

- ・要対協の効果的運営の支援（スーパーアドバイスチームの派遣等）

施策の柱 IV 虐待を受けた子どものケアと家庭への支援

- ・虐待の再発防止や虐待の世代間連鎖の断絶のためには、一時保護所や児童福祉施設等で暮らす子どもへの心のケア及び退所後の家族再統合や子どもの自立支援、地域における子育て家庭への支援の充実を図る必要があります。
- ・平成28年に改正された児童福祉法では、理念の見直しが図られ、「子どもが権利の主体」であること、全ての国民・保護者・国・地方公共団体は「子どもの権利を保障する責任を有すること」が明記され、子どもの権利保障を図るために必要な取組の推進が義務付けられました。また、平成29年に国から公表された「新しい社会的養育ビジョン」においては、改正された児童福祉法の理念を具体化し、「子どもの最善の利益」を実現するため、「家庭養育優先の原則」のもと「市町村を中心とした支援体制の構築」「施設養育の小規模化・高機能化・地域分散化」「自立支援の徹底」等の各種取組を図ることが必要とされました。
- ・具体的には、社会的養護が必要な児童等に対する里親委託の推進のほか、施設入所等の措置や一時保護等により親子分離が図られた親子に対する親子関係再構築支援の実施、自立援助ホームの対象者の拡大、地域における相談支援体制の整備等が必要とされ、親子関係や子どもへのケア、子どもの自立支援、地域における子育て支援に関する取組の一層の充実が求められています。
- ・このため、里親委託や里親支援を推進するための里親支援機関の機能強化や、児童養護施設等で暮らす子ども達に対するライフストーリーワークの実施や権利擁護の推進、虐待を行った保護者に対する家族再統合プログラム等の実施、施設退所後の児童の就労支援など、親子関係の修復や保護者のセルフケア力の回復とともに社会的養護で暮らす子ども達の自立支援に向けた取組を継続して実施していきます。
- ・また、子どもの心身の成長や発達を促し、乳幼児期の早期における愛着関係の形成と、安定し継続した家庭的な養育環境を保障していくため、新生児や乳幼児において里親委託が可能な場合は、特別養子縁組につなげる取組を推進していきます。

【主要項目と具体的取組内容】

1 一時保護の機能充実

①一時保護所の機能の充実

- ・支援内容の改善（学習指導の充実、社会スキル訓練プログラム等を活用した児童へのグループワークの実施、歯科保健指導の実施）

2 社会的養護における体制の充実

①都道府県社会的養育推進計画の推進【新規】

- ・奈良県社会的養育推進計画の推進（新）
- ・特別養子縁組の推進

②里親委託・里親支援推進のためのフォースタッキング機能強化【新規】

- ・里親支援機関の設置推進（新）
- ・里親制度の普及啓発

- ・里親等の資質向上の研修の実施
- ・児童を委託している里親等への訪問支援等（情報交換会、レスパイトケアの実施）等

3 被虐待児等へのケアの充実

①児童養護施設等におけるケア機能の充実

- ・児童福祉施設の小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化の推進（新）
- ・施設職員の資質向上（児童養護施設等職員キャリアアップ研修の実施）等

4 家族の再統合、子どもの自立への支援

①家族の再統合に向けた支援

- ・家族再統合プログラム等を活用した保護者への支援等

②家庭復帰後の支援・見守り体制の充実

- ・県と市町村等の連携による見守り体制の強化等

③施設等の入所児童に対するインケア・自立支援の充実【新規】

- ・入所児童等に対するライフストーリーワーク等の実施（新）
- ・子どもの権利擁護を保障する取組の実施（新）

④施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充

- ・施設等退所児の交流の促進（養護施設を巣立った人が集う親睦会及び交流会の実施）
- ・施設等退所児の就労・生活支援
- ・自立援助ホーム設置への支援等

施策の柱 V 子どもと家庭を支援する体制づくり

- ・複雑化し困難性を伴う児童虐待相談に適切に対応するためには、児童相談所や市町村における体制強化や専門性強化のほか、児童福祉分野に関わる各関係機関が専門性と強みを活かした多機関連携を図れるよう、ネットワークの拡充が必要です。
- ・平成30年7月、国は「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、児童相談所や市町村の体制及び専門性を計画的に強化するため「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）を公表し、2020年度までの児童相談所における児童福祉司や児童心理司等の「専門職の増員」や、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の全市町村設置を目標として掲げています。
- ・本県においても児童虐待対応における子どもの安全確保を確実に実施し、地域で暮らす子どもと子育て家庭への支援を行うために必要な体制強化と専門性強化を図るため、児童相談所における児童福祉司をはじめとした「専門職配置」とともに「専門職の育成」に取り組みます。また、市町村における「市町村子ども家庭総合支援拠点」の設置促進を図る研修会の実施とともに、子どもの安全確認や子育て家庭への相談支援にあたる市町村職員の育成を目的とした研修会も充実します。
- ・また、令和元年6月には「児童福祉法等の一部改正」が行われ、児童の権利擁護の推進とともに、DV対応と児童虐待対応との連携強化等を図るために、警察や学校、配偶者暴力相談支援センター等の関係機関との連携強化を図ることが必要であると明記されました。医療保健機関、教育機関、警察や司法機関、配偶者暴力相談支援センター等との幅広い領域間との多機関連携を行うため、関係機関間の相互理解を図る取組も推進します。そのため、関係機関との合同での研修会の実施や関係機関との人的交流の促進等を通じた、関係機関職員の互いの顔が見える関係づくりを図る取組を実施していきます。そのほか、多機関連携を通してより良い支援に繋げるため、市町村の相談体制状況と課題及びニーズ等、現状把握のための調査を実施し、各市町村の実情に応じた支援も実施していきます。

【主要項目と具体的取組内容】

1 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化

- ①福祉、保健、教育、警察、司法等の児童虐待に関する機関との連携強化
 - ・警察、市町村、こども家庭相談センターとの連携促進(臨検・捜索・立入調査等に係る連携)
 - ・警察、司法、こども家庭相談センターとの連携促進(虐待された子どもの心理的負担軽減に係る連携)
 - ・保育・教育機関との連携促進(未就園児童等の実態調査における連携等)
 - ・医療機関との連携促進(特定妊婦の把握における連携等)
 - ・母子保健・児童福祉部門の連携促進(健診未受診児現認における連携等) 等

②県と市町村の役割分担

- ・要対協実務マニュアルにおける役割分担の確認と周知徹底
- ・個別ケースにおける連携方法(主担当・副担当)の確認と周知徹底 等

③情報共有に関するルールの共有化【新規】

- ・個別ケース検討会議の実施基準、ケースの転居時等の情報提供方法等のルール化(新)

④県と市町村との連携強化

- ・県と市町村との人的交流を通した連携促進

2 市町村の組織体制の充実・強化

①市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進【新規】

- ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進研修の実施(新)

②虐待相談対応の組織・体制の整備

- ・虐待相談対応職員、家庭児童相談員の適正配置 等

③職員の専門性の向上

- ・市町村要対協調整機関における専門職を対象とした義務研修の実施 等

④相談支援体制の整備状況に関する実態調査と支援【新規】

- ・市町村における相談支援体制の実態調査と支援の実施(新)

3 県の組織体制の充実・強化

①虐待相談対応の組織・体制の整備

- ・児童相談所における児童虐待対応職員の適正配置(児童福祉司、保健師、医師、弁護士等)
- ・児童相談所における職員の心身の負担軽減(新)

②職員の専門性の向上

- ・専門性を向上させるための研修の実施、国等が実施する専門研修への参加
- ・スーパーアドバイスチーム活用による専門性の向上 等

③支援者支援の拡充

- ・市町村研修担当職員や里親支援員等の職員の拡充

④児童相談所における専門職の育成計画の作成【新規】

- ・「児童福祉司」及び「児童心理司」の育成計画の作成(新)

参考

- ・県児童相談所における児童虐待対応に関する体制及び業務内容等の詳細については、「奈良県こども家庭相談センター業務のあらまし」(奈良県ホームページに掲載)に記載しています。

第4期 奈良県児童虐待防止アクションプランにおける「目標指標」及び「評価指標」

奈良県児童虐待防止アクションプランが目指す目標（「目標指標」）				
児童虐待による死亡事例の発生をゼロにする				
5つの施策の柱 (主たる評価指標)	14の取組項目	30の指標	H30年度 実績	評価指標
① 虐待の実態把握と要因分析				
児童虐待による死亡事例等の検証実施率 現状 24年度 1/1 25年度 0/0 26年度 0/0 27年度 1/1 28年度 2/2 29年度 0/0 30年度 1/1 目標 100% (虐待死亡事例を全件実施)	重症事例の把握と検証	児童虐待による死亡事例等の検証実施率	1/1件 (100%)	100%
② 子どもと家庭を見守る県民の意識づくり				
オレンジリボンキャンペーンを実施する市町村数 現状 24年度 28市町村 25年度 33市町村 26年度 26市町村 27年度 31市町村 28年度 39市町村 29年度 39市町村 30年度 39市町村 目標 39市町村 (全市町村実施を継続)	地域における見守り活動の強化 启発活動の推進	なら子育て応援団登録店舗数 児童虐待対応において民生・児童委員と連携した取組を実施する市町村数 オレンジリボンキャンペーンを実施する市町村数	1737店舗 28市町村 39市町村	1800店舗 39市町村 39市町村 (継続実施)
③ 虐待の予防と早期の対応				
乳幼児健診未受診児(3～5か月)の現認率 (直接会って確認した率) 現状 22年度 36.1% 23年度 88.7% 24年度 78.8% 25年度 82.3% 26年度 79.1% 27年度 81.8% 28年度 78.0% 29年度 70.7% 30年度 89.0% 目標 100%	母子保健活動との連携強化 子育て支援の充実 虐待通報対応の充実・強化 要保護児童対策地域協議会の充実・強化	妊娠届出時に必要なアセスメント項目を用いた支援を実施している市町村数 乳幼児健康診査の受診率(3～5か月児) 乳幼児健診未受診児の現認率(3～5か月児) 子育て世代包括支援センター設置市町村数(センター機能を有する市町村数を含む) 保護者向け子育て支援講座(ペアレントプログラム等)を実施する市町村数 ショートステイ、一時預かり事業を実施する市町村数 養育支援訪問事業を実施する市町村数 要対協関係者を対象とした研修を実施する市町村数 市町村要対協における個別ケース検討会議の開催回数	37市町村 98.0% 89.0% 28市町村 15市町 33市町村 33市町村 15市町 1,268回	39市町村 100% 100% 39市町村 実施市町村数増加 39市町村 39市町村 実施市町村数増加 実施市町村数増加

5つの施策の柱 (主たる評価指標)	14の取組項目	30の指標	H30年度 実績	評価指標
④ 虐待を受けた子どものケアと家庭への支援				
家族再統合にあたり、家族応援会議など保護者等を交えた地域支援やプログラムを実施した割合 現状 24年度 14.0% 25年度 6.3% 26年度 15.8% 27年度 8.2% 28年度 6.1% 29年度 2.8% 30年度 7.1% 目標 30% (24年度値の2倍以上) ※記載内容を見直し	一時保護の機能充実 社会的養護体制の充実 被虐待児等へのケアの充実 家族の再統合、子どもの自立への支援	社会スキル訓練プログラム等を活用した児童へのグループワークの実施回数及び参加児童延べ人数 里親登録者数 登録里親者数に占めるマッチング率 里親養育支援児童福祉司数 養子縁組里親への委託児童数 社会的養護で暮らす子どもの権利擁護を進めるための検討会・研修会の実施回数 家族再統合にあたり、家族応援会議など保護者等を交えた地域支援やプログラムを実施した割合 施設入所児童に対するライフストーリーワーク実施件数(延べ児童数/年)	49回 392人 131人 140人 34% 40% 0人 2人 2人 8人 16回 7.1% 30% 24人	実施人数增加 実施回数增加 実施人数增加
⑤ 子どもと家庭を支援する体制づくり				
児童福祉司1人当たりの対応件数 現状 22年度 29.1件 23年度 46.3件 24年度 54.5件 25年度 43.5件 26年度 60.3件 27年度 70.7件 28年度 73.4件 29年度 54.9件 30年度 58.9件 目標 40件以下 ※29年度より、「児童虐待対応職員1人当たり」の対応件数から「児童福祉司1人当たり」の対応件数に変更	市町村子ども家庭総合支援拠点設置 県、市町村、関係機関の連携体制の充実・強化 市町村の組織体制の充実・強化 県の組織体制の充実・強化	市町村子ども家庭総合支援拠点設置 市町村数 児童虐待相談(県)の経路別件数のうち医療機関の件数 こども家庭相談センター職員等による医療機関・教育機関に対する研修会の実施回数 こども家庭相談センターとの人的交流に参加した関係機関の職員数 児童虐待対応職員(市町村)1人当たりの対応件数 こども家庭相談センター職員等による市町村への巡回相談実施回数(実務者会議) 県が実施する市町村職員等を対象とした研修の参加者数(延べ人数) 児童福祉司に占める専門職(福祉専門職及び心理職)の割合 児童福祉司1人当たりの対応件数(児童虐待対応職員1人当たりの対応件数)	6市町村 39市町村 38件 18件 7人(2市) 39件 126回 676人 54.8% 58.9件	39市町村 通告件数增加 実施回数增加 実施職員数增加 40件以下 実施回数增加 参加者数增加 専門職割合增加 40件以下

※ 30の評価指標において、赤字で示した項目は、新たに追加もしくは記載内容を修正し、【新規設定】した評価指標

第4期プランにおける取組内容一覧